

後発医薬品(ジェネリック医薬品)の 使用促進について

当院では、厚生労働省の後発医薬品(ジェネリック医薬品)[※]の使用促進の方針に従い、後発医薬品の使用に積極的に取り組んでいます。

後発医薬品の採用にあたっては、患者さまが安心してご使用いただけるよう、品質の確保・安全性・安定供給体制など十分配慮しています。

後発医薬品の使用促進に、ご理解とご協力のほどお願いいたします。

※ 後発医薬品とは、先発医薬品と同一の有効成分を同一量含み、同一経路から投与する製剤で、効能・効果、用法・用量が原則的に同一であり、先発医薬品と同等の臨床効果・作用が得られる医薬品をいいます。研究開発に要する費用が低く抑えられることから、先発医薬品に比べて薬価が安くなっています。

千葉県館山市山本 1155 番地
安房地域医療センター
☎ 0470 (25) 5111 (代表)

2024.5.24 事務部医事課